

## 22 『伝屍病廿五方』の鍼灸

篠原 孝市・小曾戸 洋

『医心方』以降、南北朝末頃までに成立した現存医書のうち、鍼灸研究のための資料となるものに、鍼灸書『座右抄』『吉日抄』『四花患門灸法』『続添要穴集』『医書』『伝屍病廿五方』、医学随筆『医談抄』、医方書『頓医抄』『万安方』『福田方』『五体身分集』『金袖光義抄』、救急書『鬼法』などがある。『座右抄』『吉日抄』はいまだ『医心方』の強い影響下にあり、『四花患門灸法』は『外台秘要方』に初出する崔知悌の骨蒸病灸法の引用（直接には『蘇沈良方』より引用）、尊経閣文庫所蔵の古卷子本『医書』も、前記三書に近い内容を持つ。鎌倉後期の『医談抄』では宋代医書からの引用が顕著であり、その後成立した『続添要穴集』で、典拠となる医書の、旧唐鈔卷子本から新渡来の宋刊本への移行の姿がはっきりする。宋代鍼灸書を軸としつつ新旧の渡来書（『医心方』を含む）で編集する

という傾向は、鎌倉後期の『頓医抄』『万安方』、南北朝以降成立の『福田方』の鍼灸条文にも共通する。一方、南北朝以降成立する『五体身分集』『金袖光義抄』『鬼法』『伝屍病廿五方』の四書は、成り立ちや内容は各々異なるが、鍼灸という観点からは共通点が多く、『頓医抄』『万安方』『福田方』とは異なる、独特の鍼灸世界を形成している。以下、『伝屍病廿五方』の鍼灸法の検討を通じて、この点を明らかにしたい。

『続群書類従』巻第九百三・雑部五十三所収の『伝屍病廿五方』は、伝屍病（結核性疾患）についての鍼灸書で、建武元年（一三三四）に讃岐の三十五歳の僧侶・我宝（生没年未詳）が著したとの奥書がある。なお、本書の内容が内閣文庫所蔵の仏教系鍼灸書『耆婆五臟経』に引かれている。この方は漢文体で、『続群書類従』所収本とは字句その他にかなり異同があるが、『続群書類従』の難読箇所読解に有用な場合がある。

本書では、伝屍病を第一より第二十五まで二十五様に分別してその症候を述べ、主にその灸治をあげている。末尾には薬治、灸穴、食事についての注意事項などが付

録されている。和文で、しかも俗語を交え、かなり難解な箇所もあるほか、一部には誤記も見られる。本書の鍼灸施術条文は一四九条あるが、鍼治は第十五章と第十九章に各一条見えるに過ぎない。第十九章は灸治に添えて「鍼を立よ」とあるのみで意味不明、第十五章の「舌を上「げ」、そばに鍼を立よ」は、平安期の丹波・和氣の医家が頻用した口舌への鍼法との関連が目される。第一章に「治方云先づ灸治に勝る事なし」とあるように、本書の鍼灸条文の大半は灸治の条文であるが、これは室町後期までの鍼灸文献の一般的傾向である。灸治の指示には「灸け」「焼け」「やけ」という表現が使われている。施灸の壮数では、書中に十九箇所の記事が見えるが、「壯」を使う例五回に対し、「二十一火」のように「火」を使う例は十三回とかなり多い。こうした傾向は『金袖光義抄』『鬼法』にも顕著である。壮数の相類は一、三、五、九、二十、二十一、二十二（或いは二十三）、三十一、五十、年齢の数、の十種類あるが、うち二十一壯が八回、五壯が四回を占め、後の八種は各一回に過ぎない。ちなみに「二十一火」「三十一壯」のように「一」を末尾とする独

特の壮数設定は、前記四書に共通する。本書所載の穴のうち、一般的な穴名には、亶中、章門、三里、天枢、百会、風門、鳩尾、胃管、所分（水分の誤記）、大椎があり、末尾の〈小灸治の穴〉にも肩井、曲池その他の穴が見える。これらの多くは前記四書に共通するもので、特に亶中、章門の二穴は各書に頻出する。一般に見られない穴名として「風穴」「定業草穴」「定草穴」「青穴」「涅功田」などが見えるが、「風穴」「定草穴」は『五体身分集』にも出ている。ただし、穴は穴名より施術部位で表記されることが多い。以上の特徴は、日本中世鍼灸の一形態を表す指標である。

（北里研究所東洋医学総合研究所医史学研究室）